

令和7年度旭市中小企業資金融資のしおり

この制度は、中小企業信用保険法及び千葉県信用保証協会の信用保証に基づき、市内中小企業者の資金の融通を円滑にし、企業の健全なる経営発展を図る制度です。

お申込みの際は、以下の取扱金融機関へご相談ください。

★約定どおり返済し、市税の滞納がない場合には、毎年利子補給の特典があります。

【取扱金融機関】

千葉銀行	旭支店
千葉興業銀行	旭支店
京葉銀行	旭支店
銚子信用金庫	旭中央支店、干潟支店、海上支店、飯岡支店
銚子商工信用組合	旭支店、海上支店、飯岡支店

【問い合わせ先】

旭市役所商工観光課	住所：旭市ニの2132（本庁舎2階） TEL：0479-62-5874
旭市商工会	住所：旭市口の795-6 TEL：0479-62-1348

【必要書類一覧】

法:法人、代:代表者、連:連帯保証人

No.	書類	備考	提出先別書類		
			市	商工会	協会
1	旭市中小企業資金借入申請書		●	○	—
2	旭市暴力団排除条例同意書	(法、代、連)	●	○	—
3	利子補給手続委任状、同意書	利子補給のために必要	●	○	—
4	信用保証委託申込書		○	○	●
5	信用保証依頼書	金融機関作成	○	○	●
6	申込人(企業)概要		○	○	●
7	個人情報の取扱に関する同意書		○	○	●
8	経営者保証に関する書類	ガイドライン、要件確認書等	○	○	●
9	滞納のない証明書	(法、代、連)	○	○	●
10	印鑑証明書	(法、代、連) 直近3か月以内のもの	○	○	●
11	確定申告書・決算書(写)	直近2期分 (以前提出したものは不要)	○	○	○
12	履歴事項全部証明書及び定款(写)	法人の場合に必要	△	△	△
13	残高試算書または月別売上	決算後6か月を経過している場合に必要	△	△	△
14	許認可、登録書、届出(写)	許認可等を必要とする業種の場合に必要	△	△	△
15	見積書または契約書	設備資金の場合に必要	△	△	△
16	建築確認書または平面図	建物の場合に必要	△	△	△
17	宣誓書	飲食業および、許可を持たない建設業の場合に必要	△	△	▲
18	受注明細書	建設業の場合に必要	△	△	△

●・・・原本 ▲・・・必要に応じて原本
○・・・副本(コピー) △・・・必要に応じて副本

※お申込みから融資まで日数を要しますので、余裕を持ってお申込みください。
※No.2、9、10は法人・代表者・連帯保証人のそれぞれについて必要となります。
代表者と連帯保証人が同一の場合は代表者分のみの添付で結構です。

令和 7 年度 旭市 中小企業 資金融資 制度 一 覧

資金名		融資使途	融資限度額	償還期間	責任共有制度	保証料率	償還方法	連帯保証人	融資利率（固定）	利子補給
事業資金	運転資金	原材料、商品等の仕入及び手形・買掛金決済等に必要な資金。但し、納税赤字補填資金は含みません。	1,000 万円	5 年以内	対象	0.45% ～ 1.90%	月賦	原則として ・個人は不要 ・法人は代表者のみ	融資利率 1 年以内 2.20% 1 年超～3 年以内 2.55% 3 年超～5 年以内 2.75% 5 年超～10 年以内 2.95%	年 2.15%
	設備資金	市内の店舗、工場等の新築・増改築及び機械の購入。 その他各種設備の購入資金。	2,000 万円	10 年以内						
小規模事業資金	運転資金	事業資金に同じ。 [小口零細企業保証制度(※)に基づく資金であり、既存の保証協会の保証付融資残高との合計で、2,000 万円以下であること。]	500 万円	5 年以内	対象外	0.50% ～ 2.20%		<u>※ただし、信用保証協会の定めるところによります。</u>	別途、信用保証料（事業の経営状況に応じて協会が料率を決定します。）	
	設備資金		500 万円	7 年以内						

(注意)

- ・一事業者が借入できる限度額は運転資金 1,000 万円、設備資金 2,000 万円。但し、既に借入がある場合は、限度額より借入残高を差し引いた額以内とします。
- ・設備資金で車両を購入する場合は、営業ナンバーを取得するものや、重機等を対象とします。

【申込資格】

- ①市内において同一事業を一年以上営んでいる中小企業者で、申込み時まで市税の滞納がない者。
- ②信用保証協会の信用保証が受けられること。

【連帯保証人】

- ①市内に一年以上居住し、独立の生計を営み、連帯して債務を弁済しうる能力を有し、かつ、市税の滞納がないこと。ただし、特別の事情がある場合は市外居住者でも認められます。
- ②本資金の貸付けを受けていないこと。
- ③この制度に基づく連帯保証人となっていないこと。

※連帯保証人（経営者保証）を不要とする取扱いを検討することができます。

【対象業種】

	資本金または出資金	従業員数
一般業種（製造業、建築業等）	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

(※) 【小口零細企業保証制度について】

一定の要件を満たす小規模事業者の債務の保証を責任共有制度の対象外とすることで安定的な資金調達を維持し、経営の安定に資することを目的とした制度。
常時使用する従業員の数が 20 人（商業またはサービス業については 5 人）以下であること等の要件があります。